

奈良県経営革新計画評価委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十四号

奈良県経営革新計画評価委員会規則の一部を改正する規則

奈良県経営革新計画評価委員会規則（平成二十六年三月奈良県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県経営革新計画等評価委員会規則

第一条中「奈良県経営革新計画評価委員会」を「奈良県経営革新計画等評価委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。